

著作権分野における業務の可能性について

著作権ビジネス研究会 山本 晃司



1. はじめに

平成 12 年の弁理士法全面改正により、弁理士の業務範囲に著作権関連業務が追加されて以来 8 年余の期間が経過した。同改正に伴って、既登録会員には著作権に関する所定の研修を受講することが義務付けられ、弁理士試験の出題範囲には著作権法が加えられた。これらの措置を踏まえて、弁理士の著作権関連業務への対応能力は高まっているはずであるが、それを実務で活用する機会になかなか巡り会わないと感じている会員も少なくないのではなからうか。筆者は、平成 20 年度の日本弁理士会執行部の一員として、著作権分野、中でもコンテンツ分野における会務活動に関わる機会を得たが、その活動を通じて、弁理士が著作権関連業務に進出するためには、いわゆる専権分野のそれと比して、弁理士個人も、そして日本弁理士会も、従前とは異なる取り組みが必要不可欠であることを痛感した。以下、平成 20 年度の会務での取り組みをご紹介しつつ感想を述べたい。ただし、本稿はあくまで一会員の意見に過ぎないことを念のため申し添えておく。

2. 著作権分野に関する組織的取り組みの必要性について

(1) 会務活動におけるテーマの模索

日本弁理士会では著作権関連業務の標榜業務化に対応して平成 13 年に著作権委員会を設置し、以来、著作権に関する調査研究、情報発信、会員向けの各種の研修、セミナーといった実務能力向上対策に取り組んでいる。対外的には、知的財産支援センターを中心とする総務省 ICT ベンチャー知的財産戦略セミナーへの講師派遣、著作権エンターテイメントセミナーの実施等を通じて啓発活動を積極的に進めている。しかしながら、平成 20 年度の会務活動に関与してみると、会員の实務能力向上対策やユーザ等への啓発活動にも増して、二つの視点から活動に力を入れる必要性があ

ることを感じた。一つは、弁理士が著作権関連業務を取り扱う専門職であることを示すための対外的かつ組織的な活動であり、もう一つは、著作権ビジネスの現状を踏まえて、弁理士の活躍の場をどこに求めればよいかについての調査研究活動である。その思いを強くしたのは、政府の意見募集（パブリックコメント）や著作権法の改正動向に対する日本弁理士会の対応状況にあった。

著作権、とりわけコンテンツ関連の分野では、ブロードバンドネットワークの普及、Web 関連技術の進化等に伴う創作形態や流通形態の発展、多様化、コンテンツ立国、ソフトパワー立国等を指向する国家政策の推進等が相俟って地殻変動的な変化が起きており、その変化に対応した法改正、あるいは制度整備が急務とされている。一方で、クリエイター、コンテンツホルダ、伝達者、ユーザといった立場間での利害対立が深刻化し、それぞれの立場から法改正、制度設計に対する様々な意見が表明されている。そのような状況で、いずれかの立場に立脚した意見を述べれば他の立場からの反発を受けるおそれがあり、状況を見極めた慎重な意見表面が必要である。しかし、慎重を期すあまり静観を決め込んでどの立場からも相手にされない、当時は正にそのような状況にあった。

しかも、著作権関連業務は弁理士のいわゆる専権分野ではない。専権分野に関しては、弁理士法による制限があるが故に、日本弁理士会は会員の实務能力向上やユーザへの啓発活動に注力でき、それがひいては専権付与の趣旨に応えることにもなる。しかし、弁理士が著作権関連業務を手掛けるためには、個々の弁理士の自己研鑽、顧客獲得といった自助努力に委ねるだけでは足りず、著作権分野における弁理士の存在感を高める必要がある。そのためにも、日本弁理士会が法改正動向を巡る課題に無関心（少なくとも「外部からそう見られても仕方がない」という意味で。）でいることは許されなかった。

さらに、著作権分野では、著作物の種類に応じて様々な業界慣行が存在し、著作物の種類や立場毎に種々の団体等が設立されている。そうした団体等との間にルートを構築し、意見交換等を通じて現場の実情を把握することは、法改正動向に対して日本弁理士会が有益な意見を表明するためには必要不可欠である。このような理由から、関係省庁や業界団体との協力関係の構築、強化を会務活動のテーマとして設定するに至った。

また、著作権関連業務、例えば契約代理とそれに伴う相談といった業務については、既に弁理士が広く手掛けており、弁理士の参入余地は小さいのではないかと、との意見を聞くことが少なからずあった。しかし、特許、商標といった産業財産権分野ですら、コンサルティング業務等に関してビジネスを開拓する余地が十分にあると思われるのに、著作権分野で我々弁理士がその専門性を活かせる余地は本当にないのだろうか。こうした疑問を踏まえ、従来の日本弁理士会の取り組みがともすれば会員の実務能力向上策に重きを置きがちであったことから、弁理士の活躍の場についても組織的に調査研究を進め、その成果を個々の弁理士に還元すること、それにより、弁理士自身の意識を変えること、を二つ目のテーマとして設定するに至った。

(2) テーマへの対応と著作権ビジネス研究会の設置

まず、平成20年度では、日本弁理士会が著作権分野に無関心ではないことを対外的に示すため、当時の中島会長自らが関係省庁である文化庁著作権課を訪問し、日本弁理士会の活動の紹介と関係強化を要望した。また、著作権法改正を巡る動向については、平成20年当時、特にデジタルコンテンツの流通促進策、及び一般的権利制限規定（日本版フェアユース規定と呼ばれるものである。）の導入の是非を巡って活発な議論が行われていたことから、それらの問題についての理解に努め、関係委員会等の協力を仰ぎつつ、文化庁の文化審議会著作権分科会の中間整理に対する意見募集、あるいは、知的財産戦略本部のデジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の報告案に対する意見募集に相次いで対応した⁽¹⁾。

著作権関連団体との関係構築に関しては、社団法人日本音楽著作権協会（以下、JASRACと表記する。）の面識を得て、意見交換やJASRACシンポジウム⁽²⁾への出席等を通じて、法改正動向に対するクリエイター、

著作権管理団体、伝達者等の現場の意見を伺うことができた。さらに、JASRACとの関係を通じて不正商品対策協議会（以下、ACAと表記する。）をご紹介頂いた。ACAは、不正商品対策に関わる省庁、関係団体が一堂に介して不正商品対策に関する情報交換、調査、啓発活動に取り組んでいる団体である⁽³⁾。日本弁理士会は、かねてより産業競争力推進委員会が中心となって模倣品対策に取り組んで来ていたが、ACAの活動範囲には、当然ながら商標権に基づく水際対策も含まれており、日本弁理士会が専門家団体として協力できる可能性は高い。しかも、官民一体で活動している団体に協力することは、日本弁理士会が単独で啓発活動等を展開することと比して効率面でもメリットが期待できた。そこで、ACAに対しては、日本弁理士会が協賛会員として加盟することを検討し、平成21年3月にこれを実現した。平成21年度からは、ACAの部会に日本弁理士会から委員を派遣して連携する運びとなった。ACAへの協力を通じて日本弁理士会の活動を対外的にアピールする機会を得るとともに、ACA加盟団体との親交を深めて、不正商品対策分野のみならず著作権分野においても諸団体との関係を構築する絶好の機会を得たと確信する。

次に、二つ目のテーマについてである。平成20年当時、日本弁理士会には、著作権関連組織として、著作権委員会及びコンテンツ・ワーキンググループが存在した。しかしながら、これらの組織は、従前からの会務活動、特に実務能力向上に関わる調査研究等に追われており、新たなテーマを追加することは難しい状況であった。しかし、日本弁理士会執行部のみで調査研究をする余裕もないし、知識も足りない。どうしたものかと思案していたところ、関東支部東京委員会にて著作権ビジネスの研究活動を企画しているとの情報をキャッチした。対外的な活動も視野に入れるならば、本会組織として活動した方が便宜であろうと思われたことから、これを本会組織として二つ目のテーマを手掛けて頂けないかと関係者に働きかけた。その結果、ワーキンググループの一つとして、著作権ビジネス研究会を設置するに至った。著作権ビジネス研究会の活動は、今後、随時ご紹介したいと思うが、当初の模索段階を過ぎ、著作権ビジネスに関して弁理士がどのような分野で専門性を発揮し得るのかに関して、既に幾つかの方向性が見出されている。

3. 著作権関連業務への進出の可能性について

ここまでは平成20年度の日本弁理士会執行部の一員として取り組んできた活動を紹介したが、次は、弁理士が著作権関連業務に進出する可能性を検討する上で感じたところを述べたい。

(1) 無要式主義という著作権制度の特質について

著作権関連業務を手掛ける上でまず踏まえておくべき点は、著作権が無要式主義を採用するために、権利情報が不明確となりがちなことである。言うまでもなく、産業財産権分野では、特許庁に登録原簿が備えられ、誰に対していつ権利が付与されたか、権利内容はどうなっているかを明確に確認することができる。そして、我々弁理士の多くは権利取得に関連した業務に関与するが、著作権分野にはその業務自体がない。著作権関連業務では、出願もなければ審査もなく、業務の相談はいきなり活用、流通とそれに伴う契約処理に関するものである。そのため、弁理士が著作権関連業務を手掛けようとする、いきおい契約処理に関する実務能力を身に付けることに意識が向きがちである。筆者もその習得の必要性を否定するものではない。しかし、権利情報の明確化に関して、専権分野の権利取得業務で培った経験、知識を活用することができないであろうか。著作物の将来の流通、活用に備えて、権利発生と相前後して権利情報を整備しておくこと、その重要性は弁理士であれば容易に想像できる。しかし、無要式主義の著作権分野に慣れ親しみ、産業財産権制度に馴染みのないクリエイター等の意識は、我々弁理士のそれとは随分異なるように感じ、これが著作権制度を巡る諸問題の一つの根底にある。例えば、日本放送協会では、平成20年にNHKオン

デマンドを開始し、視聴者の要求に応じて過去の放送コンテンツを配信しているが、その準備の過程でも過去の放送コンテンツについての権利処理に相当の苦勞をしたと聞く⁽⁴⁾。そして、平成20年の著作権法改正でも、過去の著作物の流通促進策の一つとして、権利者等が不明確な場合の取り扱いにつき制度的措置が講じられた。

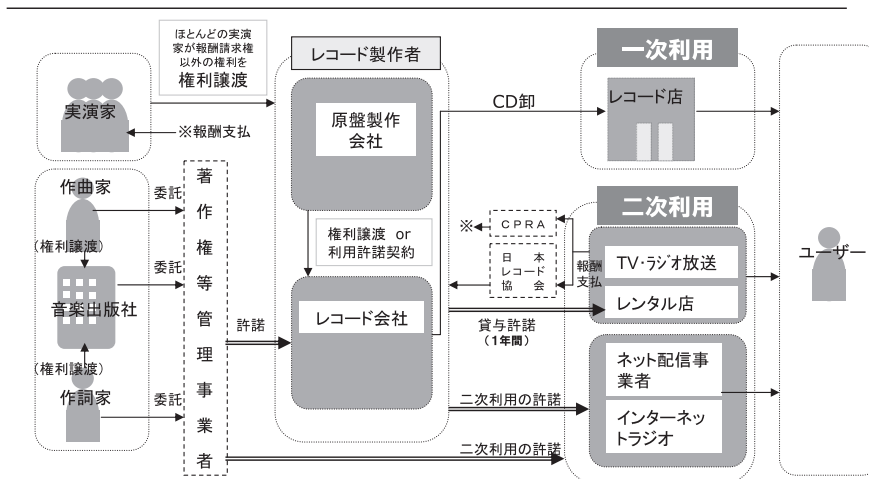
弁理士が紛争解決業務に主軸を置くことに対して、弁理士は権利創設

のプロセスに関わる一種予防法務的な業務に主軸を置くと言われている。権利情報の整備は予防法務の一種であることに疑いがなく、この点でも弁理士が関与する余地があるように思われる。さらに、後述するように、著作物の保護に関しては、産業財産権による保護と一体的に検討すべき部分があり、この点でも著作物に関する権利情報の整備、特に、権利発生根拠の明確化については弁理士が優位性を発揮できる余地があると思われる。このような視点から、著作権ビジネス研究会でも電子認証制度の活用といった具体的対策を検討した。電子認証制度の活用とは、要するに、デジタルコンテンツに電子署名を付すことにより、そのコンテンツが「本人によって作成されたこと」及び「改ざんされていないこと」の客観的な証明を得るとともに、タイムスタンプを得ることにより、「そのコンテンツがいつ存在していたか」の客観的な証明を得ようとするものである。これらの活用法の詳細は、著作権ビジネス研究会の検討成果としていずれ公表する予定である。

(2) 業界（現場）に応じた対応の必要性について

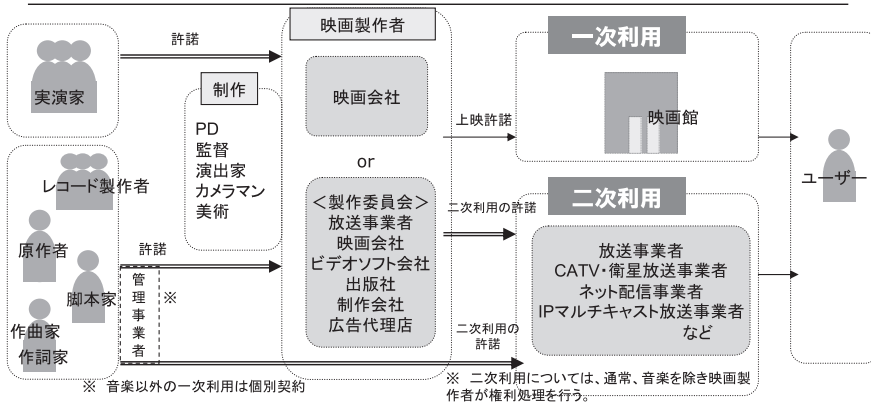
著作権分野の業界団体との交流を通じて実感したことは、著作物の種類に応じて様々な業界慣行が存在し、それらに通じなければ著作権の実務を語ることはできないということである。例えば、知的財産戦略本部のデジタル・ネット時代における知財制度専門調査会の配布資料によれば、音楽、映画、及び放送の各コンテンツの権利処理の現状が図1の通り示されているが、こうした業界慣行を我々弁理士はどれほど把握しているであろうか。

音楽コンテンツ(レコード)の権利処理の現状



分野で実績を積むことは難しい。

映画コンテンツの権利処理の現状



(3) 産業財産権分野との関連性について

著作権関連業務が弁理士の標榜業務としてなぜ規定されたかを振り返ってみると、産業財産権分野の業務との関連で既に弁理士が取り扱っている実態があることが指摘されていたはずである⁽⁵⁾。例えば、キャラクター商品に関しては商標権による保護と著作権による保護とを適宜に使い分ける必要があるし、コンピュータプログラムに関しては特許権による保護と著作権による保護との使い分けが必要である。これらの使い分けを包括的に扱い得るのは弁理士を置いて他にないはずであり、そこに我々弁理士が著作権関連業務を手掛ける理由が存在する。この点は、従来からの会務活動でも、そして個々の弁理士も十分に意識して来たこととは思うが、著作権ビジネス研究会でも改めて議論をした。その結果、商標法の保護対象の見直しにより、

放送コンテンツの権利処理の現状

※アニメを除く

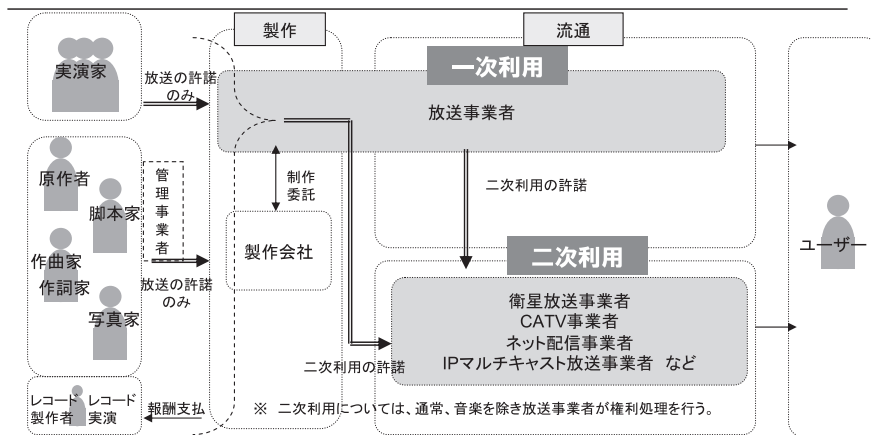


図1 コンテンツの権利処理の仕組み

(デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会第3回資料から引用)

著作物を利用する場合、著作物のいわば原権利者の利用許諾を受けても、実演家等の許諾その他がなければ結局は利用できないし、著作者人格権という一身専属の権利も存在する。こうした事情が著作権の処理を複雑化していることは否めないが、かといって放置されてきた訳ではなく、業界慣行を調べれば、コンテンツに応じた権利処理スキームが従来より種々検討され、発展してきたことを知る。その典型例はJASRACによる音楽著作権の信託集中管理であろう。こうした事情を知らずして、個々のクリエイター等に接して著作権関連業務を手掛けようとしても、果たしてどれほどの成果が望めるであろうか。現場の状況を理解することが何よりも求められるゆえである。しかも、著作権の分野では、産業財産権制度のユーザと異なって、業務の相手方は知的財産部が存在する大手あるいは中堅企業ではなく、中小、あるいは個人の著作者となるケースも多い。こうした層に対して業界慣行を踏まえた上で適切な権利処理を提案できなければ、弁理士が著作権

専権分野と著作権分野との新たな関連性が見出されるに至った。詳細は別稿で紹介されるはずであるが、弁理士の専権業務との関連性が高い領域から業務の拡大を図ることは最も手堅いアプローチであるし、弁理士法改正の趣旨にも沿ったものである。コンピュータプログラムの保護に関しても、平成21年度に入り、日本弁理士会が社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)に賛助会員として加盟したと聞く。これを契機として、特許権による保護と著作権による保護とを有機的に関連付けた新たなビジネスが提案できるものと期待したい。

(4) 流通形態の多様化といった環境変化について

現在、著作権分野で最も大きな課題とされているのは、流通形態の多様化への対応、より具体的にはコンテンツの2次利用(マルチユース)の拡大である。例えば、映画コンテンツは映画館での上映を1次利用とすれば、DVDパッケージ等での提供、テレビ放送や

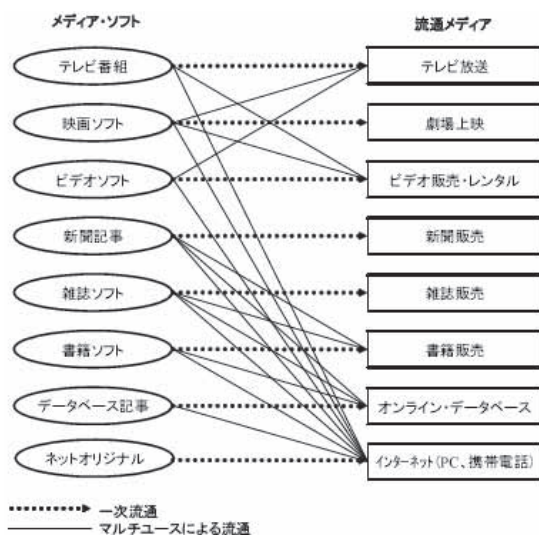


図2 流通経路の多様化 (総務省統計から転載)

ネットを通じた配信等が2次利用である。

図2は、総務省情報通信政策研究所調査研究部が公表している「メディア・ソフトの制作及び流通の実態」の平成21年版(以下、総務省統計と呼ぶ。)にて掲載されているメディア・ソフト毎の流通形態を示す概念図である。この図から明らかなように、メディア・ソフトの1次利用(1次流通)は、従来からの伝統的な流通形態として、メディア・ソフト別に1対1の関係が構築されているのに対して、2次利用の対応関係は様々である。そして、全てのメディア・ソフトが、インターネット(PC、携帯電話)による流通と結び付けられていることが判る。近年のブロードバンドの

普及を考慮すれば、今後、ネットを通じたコンテンツ配信の市場規模は拡大基調を続けるものと予想される。

一方、従来の権利処理スキームは、こうしたネット等による2次利用を十分に考慮したものとは言い難い面があった。例えば、地上波放送のコンテンツにおいては、1次利用の比率が圧倒的に高く、かつ2次利用を考慮しなくても十分な採算が取れていたため、2次利用を想定した権利処理が進んでおらず、それがネットによるコンテンツの流通の阻害要因になっているとの指摘がある。このように、新規な流通形態、2次利用に対応した権利処理にはまだ相当に改善の余地があり、この点に業務参入の余地があるようにも思われる。しかしながら、この種の問題点は、関係者の尽力により自主的解決に向けて着実に改善が進んでいるようであるし、そもそも市場規模が大きな分野であるが故にここに着目する専門家は既に相当数に上ると予想される。

そこで、改めて前掲の図2に当たってみると、メディア・ソフトの一種として「ネットオリジナル」と題された分類が存在することに気付く。ネットオリジナルのコンテンツとは、要するにネットを通じた1次利用が前提となって創作されたコンテンツであって、例えばWeb技術を利用して製作された動画、あるいはアニメーションのコンテンツがその典型例である。この種のコンテンツは、映画やテレビ放送コンテンツのような多額の費用を投じて制作されるものと異なり、相対的に少ない費用で制作され、かつコンテンツ自身の

| メディア・ソフトの分類 | 合計 | | 一次流通市場 | | マルチユース市場 | |
|-------------|----------|--------|----------|--------|----------|--------|
| | 市場規模(億円) | 対前年増減率 | 市場規模(億円) | 対前年増減率 | 市場規模(億円) | 対前年増減率 |
| 映像系ソフト | 55,342 | 2.1% | 40,279 | 0.8% | 15,063 | 5.8% |
| 映画ソフト | 7,173 | -4.5% | 1,984 | -2.2% | 5,189 | -5.3% |
| ビデオソフト | 3,299 | -11.9% | 2,731 | -14.5% | 567 | 3.4% |
| 地上テレビ番組 | 30,095 | 4.3% | 25,940 | 2.1% | 4,154 | 21.3% |
| 衛星テレビ番組 | 7,176 | 7.9% | 3,508 | 8.7% | 3,668 | 7.1% |
| CATV番組 | 226 | 7.9% | 226 | 7.9% | - | - |
| ゲームソフト | 6,695 | 0.8% | 5,211 | -1.4% | 1,484 | 9.4% |
| ネットオリジナル | 678 | 13.6% | 678 | 13.6% | - | - |
| 音声系ソフト | 10,020 | -3.2% | 5,989 | -3.7% | 4,031 | -2.5% |
| 音楽ソフト | 7,364 | -3.7% | 3,333 | -5.2% | 4,031 | -2.5% |
| ラジオ番組 | 2,656 | -1.8% | 2,656 | -1.8% | - | - |
| テキスト系ソフト | 48,748 | -2.4% | 42,405 | -2.2% | 6,343 | -4.0% |
| 新聞記事 | 19,799 | -2.1% | 19,091 | -2.6% | 708 | 14.7% |
| コミック | 5,774 | -1.1% | 3,058 | -3.5% | 2,715 | 1.8% |
| 雑誌ソフト | 12,835 | -3.3% | 11,492 | -3.3% | 1,342 | -2.8% |
| 書籍ソフト | 7,442 | -2.6% | 6,556 | -3.5% | 886 | 4.5% |
| データベース記事 | 2,772 | -2.9% | 2,081 | 18.1% | 692 | -36.7% |
| ネットオリジナル | 127 | 6.7% | 127 | 6.7% | - | - |
| 合計 | 114,110 | -0.3% | 88,673 | -0.9% | 25,437 | 1.9% |

(注) 四捨五入のため、内訳の和は計に必ずしも一致しない。

図3 2007年におけるメディア・ソフトの市場規模 (総務省統計より転載)

規模も小さいものが大半であろう。しかし、ブロードバンドネットワークの普及と Web 関連技術の発展に伴って、ネットオリジナルの分野では、ユーザが気軽にクリエイターとなり得る環境が急激に整備されており、クリエイター数で見れば、従来の伝統的なコンテンツを遥かに凌ぐものと予想される。つまり、潜在的顧客数は相当に多いはずである。

次に、コンテンツの市場規模に関しては、総務省統計に掲載された 2007 年時点でのメディア・ソフトの市場規模の調査結果が参考になる。これを図 3 に示す。

ネットオリジナルの市場規模は、映像系ソフト及びテキスト系ソフトの合計で約 800 億円である。2007 年の全体の市場規模は約 11.4 兆円であり、例えば地上テレビ番組が 1 次流通市場だけで 2.6 兆円に迫ることと対比すれば、ネットオリジナルの市場規模はまだ小さい。しかし、ネットオリジナルのコンテンツは、そもそもがデジタルデータであって、著作権ビジネス研究会が検討してきた電子認証制度の利用に本来的に馴染み易い。動く商標、あるいは音の商標となり得る可能性もある。比較的新種のコンテンツであることから業界慣行が確立されておらず、権利処理のスキームも未整備である。これらの事情を考慮すれば、ネットオリジナル分野は、我々弁理士が取り組むに値する分野の一つではなかろうか。しかも、ネット流通の発展により、今後市場規模は急速に膨らむように思われる。トライする価値はありそうだと感じるのは筆者だけであろうか。

(5) 小括

著作権関連業務への進出の可能性を検討すればするほど、この業務分野が著作物の種類に応じた経緯を経て様々な発展を遂げてきたことが判り、現場を知ること、そして、一つ一つ経験を重ねて実績を積み上げることの重要性に気付かされる。しかし、繰り返しになるが、著作権関連業務は我々弁理士の専権分野ではない。弁理士が業務対応を躊躇すれば、そこには確実に他の者が入り込み経験を積んでいくのである。実務能力を向上するための自己研鑽は当然としても、それだけでは決して果実は得られない。現場に出て実践すること、しかも、闇雲に行動するのではなく、現場を知り、弁理士としての強みをどのようにして発揮するかを考えながらビジネスに関わっていく意識と行動力を持つことこそが、著作権関連業務を拡大する鍵になる

と信じる。

4. おわりに

著作権関連業務に既に進出している弁理士から見れば、本稿は初歩的で当たり前のことを累々と説明する程度のものであろう。しかし、我々弁理士が著作権関連業務に進出するためには、個々の弁理士の自己研鑽のみならず、日本弁理士会が組織的に、しかも戦略的に市場開拓に取り組むことが必要であり、その思いから、拙い文章ではあるが筆者の経験と感想をご紹介した。本稿が、会員各位の著作権関連業務への進出意欲を高め、あるいは当該分野に関する会務活動への参加意欲を高める契機となれば幸いである。

注

(1)文化審議会関係の意見については電子政府総合窓口 (e-Gov) の結果公示案件一覧

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3にて、検索用語に「弁理士」を指定して検索すれば、2009年1月13日付け公示の2件がヒットするので、それらを参照されたい。

知財戦略本部専門調査会に対する意見は、第10回専門調査会の議事次第、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/digital/dai10/10gijisidai.html>の資料2を参照されたい。

(2)JASRAC シンポジウムの詳細は、以下を参照されたい。

<http://www.jasrac.or.jp/symposium/index.html>

(3)ACA には、JASRAC の他に、社団法人日本レコード協会、社団法人日本映像ソフト協会、社団法人日本映画製作者連盟、ビジネスソフトウエアアライアンスといったコンテンツ関連の諸団体が加盟するとともに、オブザーバとして、警察庁、総務省及び文化庁が参加している。詳細は<http://www.aca.gr.jp/>を参照されたい。

(4)情報通信研究機構 (NICT) HP 内の下掲記事にもその問題が指摘されている。

http://www.venture.nict.go.jp/contents/index.php/venture/node_2672/node_2755/node_25716/node_25719

(5)「改訂新版 条解弁理士法」(特許庁総務部総務課 工業所有権制度改正審議室編著、特許庁総務部秘書課補訂 財団法人経済産業調査会発行)の第41頁第4～8行参照。

(原稿受領 2009. 9. 7)